

(裏面)

下松市本人通知について

- 1 本人通知は、登録した者に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）、戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）又は戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

| |
|--|
| <p>（注）本人等とは…（住民票関係）本人又は本人と同一世帯員 （戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属</p> |
|--|

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認めるときを除きます。

- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- （1）住民票の写し等の交付年月日
- （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
- （3）交付請求者の種別

※交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、御了承ください。

- 4 登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により、自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にはすることができます。

- （1）疾病等により直接申請をすることができない場合
- （2）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合

- 6 登録を廃止しようとする場合又は転出若しくは転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。本人通知登録（変更・廃止）届出書による住所変更の届出を行わずに所在が不明となった場合は、登録を廃止することがあります。

- 7 登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。